

2 障害年金受給へ支援、必要ならさらなる支援も

社会保険労務士会磐田支部と障害年金請求支援の協定締結

障害年金は、病気やけがによって障害を抱え、日常生活や仕事が制限されるようになった場合に受給できる年金です。ただし、請求手続きには受給要件の確認や書類作成など、かなりの労力が必要となります。

そこで、11月2日に社会保険労務士会磐田支部と協定を締結し、障害年金を請求する相談者のニーズに合わせた請求支援先の案内ができるようになりました。

1 現状の課題

- ①障がい者が障害を抱えながら障害年金の請求手続きを行うことは、かなりの労力を要する。
- ②市が障害年金の代理申請を行ったり、特定の社会保険労務士を紹介したりすることはできないため、支援を希望する方は自ら支援先や社会保険労務士を見つける必要がある。

【(参考)市役所での障害年金相談・請求受付件数】

年度	相談件数(人数)	請求受付件数
令和2年度	242件(141人)	68件
令和3年度	152件(116人)	66件

2 連携の主な内容

- ①市に障害年金の相談があった場合、あらかじめ社会保険労務士会磐田支部内で登録希望のあった社会保険労務士を相談者へ紹介。相談者が選んだ社会保険労務士から相談者へ連絡をして、初回無料相談を実施してもらう。
※なお、初回無料相談実施後に社会保険労務士へ申請を依頼する場合は有償となる
- ②社会保険労務士との相談を行っていく中で、障害年金以外の支援(生活面など)の希望が相談者からあった場合は、障害者相談支援センターなどと連携してさらなる支援へとつなげる。